

資源物（古紙類）の売却【単価契約】仕様書

1 目的

愛媛県立中央病院から排出される古紙類を売却し、資源化を図るもの。

2 売却の条件

- (1) 愛媛県立中央病院から排出される古紙類を、段ボールと紙パック類については週 6 日（月～土曜日）、その他の物については適宜、所定の搬出場所から搬出する。
- (2) 売却された古紙は、愛媛県立中央病院の搬出場所から自ら搬送し、仕分け、圧縮梱包後国内の処理場等において、適切に再資源化すること。
- (3) 古紙以外の不純物（ビニール、金具、紐類等）が付着しているものについては、その都度取外し、仕分けること。

3 資源物の種類及び予定数量

資源物の種類	予定数量
段ボール	約 65,000 kg
紙パック類	約 25,000 kg
シュレッダー古紙	約 25,000 kg
新聞・情報誌	約 1,300 kg
本類・雑誌	約 10,000 kg

※現在、シュレッダー古紙は紙パック類の内数となっているため、折版して試算。
予定数量はあくまでも目安であり、この引渡し量を保証するものではない。

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

5 搬出場所

愛媛県松山市春日町 83 番地

愛媛県立中央病院 診療棟 地下 1 階集積場

6 回収報告

契約業者は、搬出した古紙を計量法に規定している定期検査を受検した特定計量器を使用して計量し、次の報告を行うこと。

- (1) 翌回収時に、資源物の種類別に計量器による計量票等を用いて愛媛県立中央病院長に報告するものとする。
- (2) 月毎に(1)の報告を取りまとめ、毎月末までの分を翌月 10 日までに別紙「資源物搬出報告書」により愛媛県立中央病院長に報告すること。

7 資源物の収集・運搬にあたっては、以下の項目を遵守し、院内の集積場所に貯留することのないよう速やかに作業を行うものとする。

- (1) 交通法規を遵守し、誠実に収集、運搬業務を行うこと。

(2) 収集・運搬車両については、次のような車両を使用すること。

① 資源物が飛散、流出する恐れのないもの。

② 梱包容器が車両から落下する恐れがない構造とすること。

③ 屋根や覆いのない車両をする場合、梱包容器が雨水による影響を受けないこと。

(3) 搬入車両は、全ての回収作業過程において、他の車両等の通行妨害となる場所に駐車しないようにすること。

8 安全管理について

資源物の取扱いにあたっては、手袋、マスクなどを着用し、感染予防に努めること。

9 代金の納入について

6 (3) の資源物搬出報告書を受け取った後、契約業者に対して請求書を送付しますので、請求書受領後 20 日以内に代金を納入すること。

10 個人情報の取扱い

別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。